

十一月二十一日（金曜日）

宮 小 沢 田 宮 山 豪 浅 千 石 高 依 ほ 宮 松 吉 の
か ぐ

崎林田中本田一川田沢山田り野平村ち

十八番十九番二十番二十一番二十二番二十三番二十四番二十五番二十六番二十七番二十八番二十九番三十番三十一番三十二番三十三番

關 板 山 高 海 浅 品 上 岡 松 白 名 田 市 金 たかはま
川 倉 本 山 津 田 田 崎 丸 石 取 中 村 子

日 程 第 六 議案第四十号	文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 七 議案第四十一号	文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 八 議案第四十二号	文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
日 程 第 九 議案第四十三号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 十 議案第四十四号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 十一 議案第四十五号	文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 十二 議案第四十六号	文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 十三 議案第四十七号	文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 十四 議案第四十八号	文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 十五 議案第五十一号	文京区立千石児童館の指定管理者の指定について
追加日程第十六 追加日程第十七	文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 議員の派遣について
午後二時開議	
○議長（市村やすとし） ただいまから、令和七年十一月文京区議会 定例議会を開きます。	
○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。	
本件は、会議規則に基づき、議長において、 十一番 豪一 議員 三十二番 板倉 美千代 議員 を指名いたします。	
〔議事調査主査朗読〕 二〇二五文監第一二一号 令和七年十月三十日	
文京区監査委員 同 同 渡部 敏明 松本 理恵子 岡崎 義顯	

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

住民監査請求要旨について（通知）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第三項の規定により請求の要旨を別紙のとおり通知します。

第二項及び第四項の規定により監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を決定し、別紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

住民監査請求要旨

一 請求者

（住所）・・・・・・・・・・・・
（氏名）・・・・・

※ 請求者住所及び氏名については非公開とする。

二 請求の要旨

（一）「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する委託契約については、随意契約の要件を満たしていない違法又は不当（地方自治法（以下「法」という。）二百三十四条、法施行令百六十七条の二）、唯一性（独占）を理由とする随意契約の整合性に重大な疑義がある。以下省略。

二〇二五文監第一一九号
令和七年十一月四日

文京区監査委員 渡 部 敏 明

同 岡 崎 義 顯

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

令和七年度九月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度九月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和七年十月二十九日、三十日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

定期監査（財務監査）の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

文京区監査委員

渡 部 敏 明

同 松 本 理 惠 子

岡 崎 義 顯

二〇二五文監第一一八号
令和七年十月三十一日

○議長（市村やすとし）

次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、二件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

この際、日程の順序を変更し、追加日程第十六を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第十六 議員提出議案第二号

文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案第二号

文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和七年十一月二十一日

提出者 文京区議会議員

のぐち けんたろう	吉 村 美 紀	松 平 雄一郎
宮 野 ゆみこ	ほかり 吉 紀	依 田 翼
高 山 かずひろ	石 沢 のりゆき	千 田 恵美子
浅 川 のぼる	豪 一	山 田 ひろこ
宮 本 伸 一	田 中 香 澄	沢 田 けいじ
小 林 れい子	市 村 崎 こうき	たかはま なおき
金 子 てるよし	や す と し	な お き
名 取 順 一	田 中 と しかね	
岡 崎 義 順	白 石 英 行	
浅 田 保 雄	上 田 ゆ き こ	
山 本 一 仁	海 津 敦 子	
	板 倉 美 千 代	

文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
文京区議会個人情報の保護に関する条例（令和五年三月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第三十二条」を削り、同項の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第二項第一号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第五十二条において」を削る。

第三十三条第二項中「この章及び第五十二条において」を削る。

第三十四条第三項中「この章において」を削る。

第四十一条第一項ただし書中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第五十二条において」を削る。

第四十二条第三項中「この章において」を削る。

第五十二条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議員提出議案第二号は、全議員提出議案でありますから、提案理由

文京区議会議長 殿

の説明及び委員会付託を省略して、直ちに原案を可決したいと思いま
す。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議員提出
議案第二号は、原案のとおり決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第一から第四までの四件を一括
して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一　議案第三十八号　文京区行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用等に関する
条例

日程第二　議案第四十九号　文京区男女平等センターの指定管理者
の指定について

日程第三　議案第五十号　文京区立アカデミー文京等の指定管理
者の指定について

日程第四　議案第三十七号　令和七年度文京区一般会計補正予算

指定の期間は、令和八年四月一日から五年でございます。
議案第三十七号は、令和七年度文京区一般会計補正予算で、総額二
百五十八万四千円を追加する、本年度第三回の補正予算でございます。
それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概
要を御説明申し上げます。

今回の補正は、大塚四丁目の土地及び建物取得に係る不動産鑑定に
要する経費を計上するものでございます。

財源につきましては、全額、繰越金を一般財源として計上いたしま
した。

以上により、一般会計の総額は、一千六百八十億七千六百二十九万
九千円となります。

○副区長（佐藤正子）　ただいま上程されました議案第三十八号、第

四十九号及び第五十号並びに第三十七号の四議案につきまして、提案
理由の御説明を申し上げます。

議案第三十八号は、文京区行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、
提案するものでございます。

施行期日は、令和八年十月一日でございます。

議案第四十九号は、事件案で、文京区男女平等センターの指定管理
者に、文京区女性団体連絡会を指定するものでございます。

指定の期間は、令和八年四月一日から三年でございます。

議案第五十号は、事件案で、文京区立アカデミー文京ほか六施設の
指定管理者に、公益財団法人文京アカデミーを指定するものでございます。

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

次に、予算総則第二条は、債務負担行為の補正でございます。

大塚四丁目の土地及び建物取得について、新たに期間及び限度額を定めるものでございます。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第三十八号、第四十九号及び第五十号並びに第三十七号の四件は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第三

十八号、第四十九号及び第五十号並びに第三十七号の四件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第五から第六の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日 程 第 五 議案第三十九号 文京区指定障害児通所支援の事業等の

人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 六 議案第四十号 文京区指定障害児入所施設等の人員、

設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第三十九号及び第四十号の二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十九号は、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第四十号は、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法に基づく指定入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上御説明申し上げました一議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第三十九号及び第四十号の二件は、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第三十九号及び第四十号の二件は、厚生委員会に付託することに決しました

た。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第七から第十五の九件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第七 議案第四十一号 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第四十二号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

日程第九 議案第四十三号 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

日程第十 議案第四十四号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第四十五号 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第四十六号 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第四十七号 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第四十八号 文京区放課後児童健全育成事業の設備

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第四十一号から第四十八号まで及び第五十一号の九議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第四十一号は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

議案第四十二号は、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例で、新規制定でございます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第四十三号は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を定について

日程第十五 議案第五十一号 文京区立千石児童館の指定管理者の指定について

日程第十四 議案第四十八号

日程第十四 議案第四十八号

日程第十四 議案第四十八号

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第四十四号は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第四十五号は、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第四十六号は、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第四十七号は、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日等でございます。

議案第四十八号は、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第五十一号は、事件案で、文京区立千石児童館の指定管理者に、株式会社日本保育サービスを指定するものでございます。

指定の期間は、令和八年四月一日から五年でございます。

以上御説明申し上げました九議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第四十一号から第四十八号まで及び第五十一号の九件は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第四十一号から第四十八号まで及び第五十一号の九件は、文教委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第十七を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第十七 議員の派遣について

令和七年十一月二十一日

議員の派遣について

地方自治法第百条第十三項及び文京区議会会議規則第百十六条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

一 令和七年度議員派遣について

記

(1)	派遣目的	友好交流都市との親善、情報交換その他相互理解を深めるための交流活動を通して、双方の友好関係の促進及び文京区政の更なる発展に資する知見を得ることを目的とする。
(2)	派遣場所	石川県金沢市
(3)	派遣期間	令和七年十二月二十二日（月）から二十三日（火）まで（二日間）
(4)	派遣議員	一 番 のぐちけんたろう議員（厚生委員会委員長） 三 番 松平雄一郎議員（建設委員会委員長） 六 番 依田翼議員（自治制度・地域振興調査特別委員会副委員長、区民が主役幹事長） 十二番 山田ひろこ議員（自由民主党幹事長） 十三番 宮本伸一議員（災害対策調査特別委員会委員長） 十四番 田中香澄議員（公明党幹事長） 二十番 市村やすとし議員（議長） 二十一番 田中としかね議員（子ども・子育て支援調査特別委員会委員長） 二十二番 名取顕一議員（議会運営委員会委員長） 二十三番 白石英行議員（総務区民委員会委員長） 二十六番 上田ゆきこ議員（文教委員会委員長） 二十八番 浅田保雄議員（AGORA幹事長）

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、請願の付託について申し上げます。
受理いたしました請願二十件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。
次の本会議は、十一月二十七日午後二時から開きます。
本日はこれにて散会いたします。

午後二時十九分散会

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。
ただいまの書記報告のとおり議員を派遣することに御異議ございま